

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年六月二十一日第十四号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

取消番号	第八号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成三十年 十一月十五日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県飯能市大字岩沢八百三十七―三、―五、 ―六、―十、―十一、―十二、―十三、八百三 十八―三、―五、―六の各一部及び八百三十七 ―三、―五、―六、―十、八百三十八―三、― 五、―六の各先
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十二・三
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇